

令和 3 年度第 1 2 回

南国市農業委員会議事録

令和 4 年 3 月 8 日 (火)

令和3年度12回農業委員会議事録

日 時 令和4年3月8日（火） 午後1時30分～午後2時45分

場 所 南国市役所 上下水道局 2階 会議室

議案（許認可）

- （1） 農地法第3条の規定による許可申請の件
- （2） 農地法第4条の規定による許可申請の件
- （3） 農地法第5条の規定による許可申請の件
- （4） 南国市農用地利用集積計画の件

議案外（報告）

- （1） 農地法第3条の3の規定による届け出の件
- （2） 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件
- （3） 使用貸借の合意解約通知の件
- （4） 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出の件
- （5） 非農地証明願いの件

出席者（農業委員 17名）

会長 武市 憲雄	第一副会長 高芝 澄生	第二副会長 中村 和雅	
2 番 池 正人	3 番 田岡 崇	4 番 山本 桂	5 番 今井 まち
6 番 北村 一弘	10 番 武市 忠雄	11 番 末政 隆一	12 番 平田 修三
13 番 濱田 好典	14 番 鈴木 郁馬	16 番 垣内 育男	17 番 松岡 清
18 番 森尾 晴代	19 番 植野 永子		

欠席者（農業委員 1名）

15 番 濱田 章孝

出席者（農地利用最適化推進委員 14名）

2 番 岩原 英幸	5 番 金田 善充	6 番 門田 理博	7 番 利岡 邦彦
8 番 西岡 祐三	9 番 山本 修平	10 番 北原 章吾	11 番 山北 泰司
12 番 杉本 和繁	13 番 武内 俊暁	14 番 浜田 勉	15 番 岡田 廣志
16 番 橋詰 昌明	17 番 井上 丈夫		

欠席者（農地利用最適化推進委員 3名）

1 番 西本 良平 3 番 門田 俊一 4 番 笥 和幸

出席職員

事務局長 弘田 明平	次長兼係長 藤田 佳子
主 事 穂積 孝昌	

議事録署名委員

11 番 末政 隆一 13 番 濱田 好典

会長	それでは時間が参りましたので第12回定例総会を行いたいと思います。皆さんお忙しいところ、いろいろと準備があるところ、定例総会に出席をしていただき誠にありがとうございます。本日の欠席届ですが、農業委員では15番の濱田章孝さん、推進委員では1番の西本委員さん、3番の門田俊一委員さん、4番の笥委員さん、6番の門田理博委員さんは遅れてくるという連絡が入っております。本日の署名人ですが、11番の末政委員さん、13番の濱田好典委員さんよろしくお願いいたします。それで、今月の現地確認ですが、3月23日水曜、6番の北村委員さん、10番の武市委員さん、かまいませんか？推進委員では9番の山本修平さん、かまいませんか？よろしくお願いいたします。本日の議案ですが、農地法第3条の規定による許可申請の件、農地法第4条の規定による許可申請の件、農地法第5条の規定による許可申請の件、南国市農用地利用集積計画の件になっております。ご協議をよろしくお願いいたします。それでは、議案第1号、農地法第3条権利移動許可申請について、下記のとおり受理しましたので、農地法第3条第1項の規定により許可してよろしいか審議を願います。令和4年3月8日、南国市農業委員会会長、武市 憲雄、申請受理件数4件、申請受理面積、田7,232.97㎡、畑0.00㎡、計7,232.97㎡になっております。事務局説明をお願いします。
藤田次長	議案第1号農地法第3条権利移動許可申請について説明いたします。議案書4ページをご覧ください。受付番号75号です。譲受人は69歳。申請地は、廿枝の田、7筆で計1,732.97㎡、売買による所有権移転で、借入地を取得するものです。譲受人の経営農地は、すべて耕作されています。譲受人は、トラクターなどを所有しており、農作業歴は15年です。農作業には本人と妻と妻の父が従事しています。譲受人の経営面積は、申請地を足すと5,000㎡を超えることから、下限面積要件を満たしています。取得後は、これまで同様に野菜を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。75号は以上です。 受付番号76号です。譲受人は35歳。申請地は、小籠の田で、879㎡、売買

会長	による所有権移転で自宅に近く耕作に便利であるため取得するというものです。 譲受人の経営農地は、すべて耕作または管理されています。譲受人は、トラクターを所有しており、農作業歴は10年です。農作業には本人と父が従事しています。譲受人の経営面積は、申請地を足すと5,000㎡を超えることから、下限面積要件を満たしています。取得後は、クレソンを作るとのことなので、周辺の農地に影響を与えることはないということです。76号については以上です。 受付番号77号です。譲受人は72歳。申請地は、片山の田、4筆で計3,218㎡、自宅から近く耕作に便利であるため取得するものです。譲受人の経営農地は、すべて耕作されています。譲受人は、トラクターなどを所有しており、農作業歴は44年です。農作業には本人と妻が従事しています。譲受人の経営面積は、5,000㎡を超えていることから下限面積要件を満たしています。取得後は、これまで同様に水稻を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。77号は以上です。 受付番号78号です。譲受人は44歳。申請地は、立田の田、5筆で計1,403㎡、売買による所有権移転です。譲受人は、申請地の隣の宅地を購入予定で、耕作に便利であるため取得するというものです。譲受人の経営農地は、すべて耕作されています。譲受人は、トラクターなどを所有していないため借りています。農作業歴は4年で、農作業には本人と父と母が従事しています。譲受人の経営面積は、5,000㎡を超えていることから、下限面積要件を満たしています。取得後は、野菜を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。以上75号から78号まで審議よろしくをお願いします。 事務局より説明がございました。これについて、ご質問、ご意見ございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、農地法第3条第1項の規定により、許可してよろしいでしょうか。
-----------	---

穂積主事	(「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい、そのように取り扱いをいたします。つづきまして議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について下記のとおり受理しましたので、農地法第4条第3項の規定による意見書を付けて高知県知事に送付してよろしいか審議を願います。令和4年3月8日、南国市農業委員会会長、武市 憲雄、申請受理件数1件、申請受理面積、田410.4㎡、畑0、計410.4㎡。この案件につきましては田岡委員の案件となっておりますので退室をお願いします。 (田岡委員 退室) 事務局説明をお願いします。 議案第2号を説明します。受付番号11号です。議案書7ページをお願いします。別紙位置図は2ページをお願いします。この案件は違反転用状態の是正の申請になります。申請地は金地の畑2筆、2,253㎡の内410.40㎡、農業用倉庫に転用されています。現地の写真及び始末書を当日配布資料の2ページに載せてありますのでご覧ください。農地区分は農業振興地域内にある農地ですが、農振法の用途変更が完了しているため例外的に立地基準を満たします。土地利用計画図は別紙3ページをお願いします。農業用倉庫、駐車場等を配置します。整地計画については現状高さと整地のみ行っており、進入については、北側の市道から進入します。排水については、汚水は発生せず、雨水は敷地南側にある申請人所有農地に排水し自然浸透させます。周辺農地への被害防除計画についてですが、周辺農地からは全て同意を取得しており、その他農地にも影響はないものと判断しております。他法令については、農振法の用途変更の手続きが令和4年1月14日付で完了していることを農林水産課に確認済みです。以上で議案第2号の説明を終わります。
会長	はい。事務局より説明がございました。これについて、ご質問、ご意見ございませんか。 (質問・意見なし)

穂積主事	ないようでございますので、農地法第4条第3項の規定により、意見書を付け高知県知事に送付してよろしいでしょうか？ （「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり） はい、そのように取り扱いをいたします。続きまして、議案第3号、まず初めに受付番号63号、66号が取り下げとなりましたので議案書の差し替えをお願いいたします。お配りしております差し替えをご覧ください。それでは農地法第5条の規定による許可申請を下記のとおり受理しましたので、農地法第5条第3項の規定による意見書を付けて、高知県知事に送付してよろしいか審議を願います。令和4年3月8日農業委員会会長武市憲雄、申請受理件数6件、申請受理面積田4,359.96㎡、畑389.00㎡、他269.30㎡、計5,018.26㎡。事務局説明をお願いいたします。 議案第3号を説明します。議案書は差し替えをご覧ください。受付番号61号です。別紙位置図は4ページです。申請地は明見の田、3筆合計94.78㎡、所有権の移転により個人住宅の駐車場、通路への転用です。申請地の選定理由は、譲受人の居住地周辺は道が狭く、車の駐車等に苦勞しているため、居住地の近くで安心して駐車可能なスペースのある申請地に新たに駐車場を構えたいためです。農地区分はとさでん交通長崎駅から概ね300m以内にある農地であるため、第3種農地に該当すると判断しており、立地基準を満たします。土地利用計画図については別紙5ページをお願いいたします。2台分の駐車場、通路を設置します。整地計画については、嵩上げなどはせず現状のまま使用します。進入については西側農道から進入。排水計画については、自然浸透、オーバーフロー分は西側の水路に排水予定で、地元から排水に問題ない旨の意見を得ております。周辺農地への被害防除計画については、周辺農地からは全て同意を取得しており、その他農地にも悪影響なしと判断しております。61号は以上です。 続きまして62号です。別紙は6ページです。申請地は西山の登記田、現況畑の248㎡、使用貸借権を設定し個人住宅への転用です。申請地の選定理由は、現住居が子の成長に伴い手狭になってきたことと、近くに住む両親との相互扶助、祖父母の介護の
------	--

ためです。農地区分は10ha以上の集団農地に属するため第1種農地に該当しますが、不許可の例外規定である集落の接続に該当するため立地基準を満たします。土地利用計画図については別紙位置図7ページをお願いします。住宅、駐車場等を設置します。造成・整地計画については40から60cm盛り土をした上で、隣地と段差があるため擁壁を設けます。表層はコンクリート及び砂利敷きです。進入計画については西側農道から進入。排水計画については、雨水は西側水路側溝に排水、汚水は浄化槽を経由し西側水路側溝に排水予定で、地元からは排水に問題ない旨の意見をいただいております。周辺農地への被害防除計画については、周辺農地からは全て同意を取得しており、その他農地にも悪影響なしと判断しております。他法令については市の排水同意の手続き中で許可見込みがあることを確認済み、開発許可は手続き中で分家住宅の要件で許可見込みがあることを確認済み、排水に伴う占用許可は手続き中で許可見込みがあることを確認済みです。また、申請地は農振地に該当していましたが、令和4年1月14日付で除外の手続きが完了していることを農林水産課に確認済みです。最後に土地改良区の方から転用に差し支えない旨の意見をいただいております。62号は以上です。

64号です。別紙は10ページです。申請地は福船の田4筆、533㎡の内230.34㎡の一部転用。使用貸借権を設定し個人住宅への転用です。申請地の選定理由は現住居が手狭になってきたこと、近くに住む家族との相互扶助のためです。農地区分は10ha以上の集団農地に属するため第1種農地に該当しますが、不許可の例外規定である集落の接続に該当するため立地基準を満たします。土地利用計画図については別紙位置図11ページをお願いします。住宅、駐車場等を設置します。造成・整地計画については約40センチ盛土をし、駐車場はコンクリート仕上げ、他は碎石仕上げをします。進入計画については南側市道から進入。排水計画については、雨水は西側用悪水路に排水、汚水は浄化槽を経由し西側側溝に排水する計画で地元から排水に問題ない旨の意見をいただいております。周辺農地への被害防除計画については、周辺農地からは全て同意を取得しており、その他農地にも悪影響なしと判断しております。他法令につ

いては市の排水同意を取得済みで、開発許可は手続き中で許可見込みがあることを確認、排水に伴う占用許可は手続き中で許可見込みがあることを確認しております、64号は以上です。

65号です。別紙は12ページです。申請地は十市の畑389㎡。所有権の移転により個人住宅への転用です。申請地の選定理由は現住居が手狭になってきたこと、近くに住む家族との相互扶助のためです。農地区分はいずれの農地区分にも属さないその他2種農地に該当します。土地利用計画図については別紙位置図13ページをお願いします。住宅、駐車場等を設置します。造成、整地計画については盛土等はなく地盤改良のみ行い、一部コンクリート仕上げ、その他は砕石仕上げをします。進入計画については東側市道から進入。排水計画については、雨水・生活雑排水とも北側県道側溝に排水します。周辺農地への被害防除計画については、周辺農地からは全て同意を取得しており、その他農地にも悪影響なしと判断しております。他法令については県に排水同意を取得手続き中。開発許可は手続き中で許可見込みがあることを都市整備課に確認済みです。65号は以上です。

67号です。別紙位置図は16ページです。こちらの案件は違反転用状態の是正の申請になります。申請地は宍崎の田934㎡のうち423.84㎡。使用貸借権の設定により食肉加工工場及び通路へ転用されています。現地の写真及び始末書を4ページに載せてありますのでご覧ください。農地区分はいずれの農地区分にも属さないその他2種農地に該当するため立地基準を満たします。土地利用計画図については別紙位置図17ページをお願いします。食肉加工工場を建設、通路部分をコンクリート舗装しています。進入計画については西側市道から進入。排水計画については、自然浸透及び北側水路に排水します。周辺農地への被害防除計画については、周辺農地は全て申請人所有地であるため、問題ないものと判断しています。他法令については、農振法の除外手続きが令和4年1月14日付で完了していることを農林水産課に確認済みです。67号は以上です。

会長	68号です。別紙位置図は18ページです。申請地は植野の田、墓地、雑種地等計6筆合計3632.3㎡、所有権の移転により食品加工工場への転用です。申請地の現況は全筆田です。申請地の選定理由についてですが、現在の工場が津波浸水地域にあるため、地盤が良く交通の便が良い地域を探していたところ、日当たり地盤が良く、工場用地に良好な当該地を見つけたため選定したとのことです。農地区分はいずれの農地区分にも属さないその他2種農地に該当するため立地基準を満たします。土地利用計画図は19ページをお願いします。先ほどもお伝えした通り、食品加工工場を建設する予定なのですが、申請地に遺跡が見つかったため、工場建設前に約2か月遺跡発掘調査を行います。土地利用計画図の青枠部分が発掘調査を行う部分です。調査完了後は、図の通り工場を建設します。工場は鉄骨造りで、駐車場は大型トラック1台、中型トラック2台、普通車23台を駐車できるスペースを確保します。造成、整地計画についてですが、田の表面を剥いだのち最高75センチほど盛り土をし、転圧して固めます。進入計画については南側県道から進入。間に水路がありますが、約8メートルを大型車両等が安全に出入りできるよう整備します。排水計画についてですが、雨水は申請地の東側、西側に水路を新設し、南側にある水路に排水します。生活雑排水は下水管に排水。工場内の排水は浄化槽経由で南側水路に排水します。地元から排水に問題ない旨の意見書を取得しています。周辺農地への被害防除計画についてですが、周辺農地からは全て同意を取得しており、その他農地にも悪影響無しと判断しております。他法令については、排水同意を県から取得、進入路設置のための道路工事許可を県から取得しています。開発許可についてですが、今月24日に開発審査会が高知県であり、その審査を終えれば許可見込み有とのことです。ですので、68号についてはその旨も踏まえて審議していただけたらと思います。以上で議案第3号の説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。 はい、この件についてご質問、ご意見はございませんか。 （質問・意見なし）
-----------	--

	ないようでございますので、農地法第5条第3項の規定による意見書を付け高知県知事に送付してよろしいでしょうか？また、68号については開発許可見込みが立つことを条件に許可相当と判断してよろしいでしょうか？ （「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり） はい。そのように取り扱いをいたします。続きまして議案第4号、南国市農用地利用集積計画について下記のとおり申出がありましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、この計画で差し支えないか協議を願います。令和4年3月8日、南国市農業委員会会長、武市憲雄。受付番号328号から332号まで池委員の案件ですので退席をお願いします （池委員 退室） 事務局をお願いします。
藤田次長	はい。議案第4号経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について説明します。議案書の17ページの328号から332号まで説明します。借人は、57歳。申請地は、前浜と田村の田で、5年と10年の賃借権を設定して水稻を作るというものです。賃料は、10aあたり10,000円を現金で支払うというものです。以上、審議よろしく願いいたします。
会長	事務局より説明がありましたが、この案件についてご意見ご質問はございませんか。 （質問・意見なし） ないようでした承認してかまいませんか？ （「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり） そのように取り扱いをいたします。 （池委員 入室） それでは事務局残りをお願いします。
藤田次長	はい。12ページです。ここからは農地中間管理事業のため、当日配付資料もご覧

ください。310号です。資料は6ページです。申請地は、久礼田の田で、5年の賃借権を設定するというものです。賃料は8,000円を口座振込するものです。

311号です。資料は7ページです。申請地は、片山の田で、5年の賃借権を更新するというものです。賃料は、10aあたり5,000円を口座振込するものです。

312号です。申請地は、片山の田で、5年の賃借権を更新するというものです。賃料は、10aあたり5,000円を口座振込するものです。

313号です。申請地は、片山の田で、5年の賃借権を更新するというものです。賃料は、10aあたり5,000円を口座振込するものです。

314号です。申請地は、片山の田で、5年の使用貸借権を更新するというものです。

315号です。申請地は、片山の田で、5年の使用貸借権を更新するというものです。以上が農地中間管理事業です。

次に14ページの316号と317号は借人が同じたためまとめて説明します。借人は、農地所有適格法人です。申請地はいずれも岡豊町吉田の田で、5年の賃借権を設定して生姜を作るというものです。賃料は、10aあたり50,000円を口座振込するというものです。

次に318号から16ページの326号まで9件は借人が同じたためまとめて説明します。借人は、一般法人で、農地を適切に利用していない場合は契約を解除するという条件をつけて農地を借ります。法人の耕作計画書によると、これまで土佐市で雇用就農をしていましたが、独立して法人を立ち上げて、これから農業経営をしていくということです。いずれも5年の賃借権を設定して生姜を作るというもので、賃料は10aあたり50,000円を現金で支払うというものです。

17ページの327号です。借人は43歳。5年の賃借権を設定して水稻を作るというものです。賃料は10aあたり10,000円を現金で支払うというものです。

次に18ページの333号と334号は借人が同じたためまとめて説明します。借人

は33歳。申請地は片山の田で、1年の賃借権を設定して水稻を作るというものです。賃料は、10aあたり10,000円を口座振込し、また一部は物納するというものです。

次に335号から337号まで、借人が同じためまとめて説明します。借人は45歳。申請地は、十市と稻生の田で、それぞれ1年8か月、3年1か月、4年8か月の賃借権を設定して水稻を作るというものです。賃料は335号が米540kgを、336号は2筆で米60kgを、337号は米30kgをそれぞれ物納するというものです。

338号から340号まで借人が同じためまとめて説明します。借人は62歳。申請地は、岡豊町中島の田で5年の賃借権を設定してカボチャを作るというものです。賃料は、338号と339号が、10aあたり10,000円を現金で支払い、340号は10aあたり米60kg相当の金額を口座振込するというものです。

341号です。借人は41歳。申請地は、大埴の田で、3年の賃借権を更新して大根、ネギなどの野菜を作るというものです。賃料は10aあたり10,000円を口座振込するというものです。

342号です。借人は41歳。申請地は、下野田の田で、5年の賃借権を更新して野菜を作るというものです。賃料は、10aあたり10,000円現金で支払うというものです。

343号です。借人は66歳。申請地は、下野田の田で、5年の賃借権を更新してニラとオクラを作るというものです。賃料は、10aあたり10,000円を現金で支払うというものです。

344号です。借人は62歳。申請地は、片山の田で、5年の賃借権を更新して水稻を作るというものです。賃料は、10aあたり米60kg相当の金額を現金で支払うというものです。

345号です。借人は53歳。申請地は、岡豊町小籠の田で、5年の賃借権を更新して野菜を作るというものです。賃料は、5筆で10,000円を口座振込するというもので

す。

346号です。借人は44歳。申請地は、大桶の田で、5年の賃借権を更新して水稻を作るといふものです。賃料は、10aあたり米60kg相当の金額を現金で支払うといふものです。

347号から24ページの360号まで借人が同じためまとめて説明します。

借人は67歳。申請地は、植田の田で、それぞれ5年の賃借権を更新して水稻を作るといふものです。賃料は、いずれも10aあたり米60kgを物納するといふものです。

361号です。借人は56歳。申請地は、岡豊町中島の田で、3年の使用賃借権を設定して野菜を作るといふものです。

362号です。借人は、61歳。申請地は、立田の田で、3年の使用賃借権を設定して野菜を作るといふものです。

363号です。借人は、72歳。申請地は、下末松の田で、5年の使用賃借権を設定してニンニクを作るといふものです。耕作計画書によると、借人は数年前から姉の農業を手伝っていましたが、この度貸人である姉から農地を借りて独立して農業経営を行うということです。

364号です。借人は、45歳。申請地は、稻生の田で、4年8か月の使用賃借権を設定して水稻を作るといふものです。

365号です。借人は、45歳。申請地は、比江の田で、14年10か月の使用賃借権を設定して水稻と青ネギを作るといふものです。

次に366号と367号は借人が同じためまとめて説明します。借人は、40歳。申請地は、立田の田で、20年の使用賃借権を設定して、ネギなどの野菜を作るといふものです。

368号です。借人は、45歳。申請地は、小籠の田で、3年の使用賃借権を設定して野菜類を作るといふものです。耕作計画書によると、両親の高齢化のため権利を

会長	引き継ぎ、両親からの農業指導を受けながら農業経営をするとのこと。以上、310 号から 368 号まで、審議よろしく願いいたします。
武市委員	事務局より説明がありました。ご意見ご質問はございますか？
会長	18 ページの 333 号、期間が 1 年やけど 3 年が最低限じゃなかったかねえ？
藤田次長	事務局。
	特にそこは決まっていないです。3 年以上ということをお願いしていますが、今回の場合は所有者の意向で 1 年ということになっています。
武市委員	別に 3 年の縛りはない？
藤田次長	はい。
会長	他にご意見ご質問はございませんか。
	(質問・意見なし)
	ないようでした承認してかまいませんか？
	(「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり)
	そのように取り扱いをいたします。以上で議案は終了です。議案外についてはお目通しをお願いします。
	(午後 2 時 45 分閉会)
協議事項	
○南国市非農地証明事務取扱要領第 2 条 (3) カについて	

以上のとおり会議の次第を記載し、相違のないことを証するためこれに署名する

令和4年6月8日

会 長

武市 義雄

議事録署名委員

東政 隆一

議事録署名委員

濱田 剛典